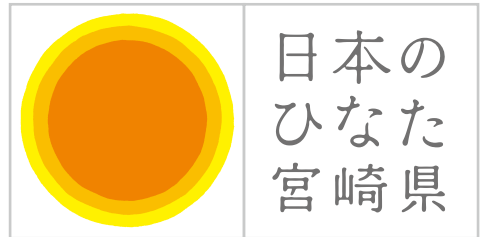


労働 や み ざ き

主な内容

2020.3 no.444

働きやすい職場づくり普及啓発動画を制作しました！	1
ハロートレーニング(公共職業訓練)の受講生を募集します！	2
ハッピーライフローンのご案内	2
令和2年度前期技能検定試験を実施します	3
労働委員会のご案内	3
「仕事と生活の両立応援宣言」のご案内	4
協会けんぽからのお知らせ	5
中小企業退職金共済制度のお知らせ	5
宮崎労働局からのお知らせ	6
判例紹介	7
働きやすい職場「ひなたの極」認証制度のご案内	8



働きやすい職場づくり普及啓発動画 「クイズ宮崎の社長SUN」を制作しました！

～県では、女性や高齢者をはじめとする多様な人材が働きやすい職場づくりを推進するため、普及啓発動画として「クイズ宮崎の社長SUN」を制作しました～

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、労働力人口の減少が見込まれる中、人材を確保するためには、女性や高齢者をはじめとする多様な人材が働きやすい職場づくりを推進することが必要です。

本動画では、クイズ形式で、本県の労働環境等について、分かりやすくお伝えしています。

制作した動画は、YouTubeに配信しているほか、[県ホームページ](#)にも掲載していますので、是非一度、ご覧ください！

働きやすい職場づくりは、経営者の皆さんの気持ち次第で、すぐに始められます。

そのためにも、まず、社員(従業員)さんの声を聴くことから始めてみませんか？



◆お問合わせ先◆

宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当

TEL：0985-26-7106

クイズ宮崎の社長SUN

検索



ハロートレーニング(公共職業訓練)の受講生を募集します!

県では、離職者の方が就職するために必要な知識や技能(パソコンスキル・介護等)を習得し、早期に就職するための職業訓練を、民間教育訓練機関等に委託して実施しています。

- 1 受講対象者
ハローワークに求職申込みを行っており、ハローワークから訓練受講のあっせん(受講指示、受講推薦または支援指示)を受けられる方
- 2 受講料
無料です。(ただし、テキスト代や資格取得試験にかかる受験料等は実費負担)
- 3 申込方法
お住まいの住所を管轄するハローワークで職業相談のうえ申込手続きをしてください。
宮崎県のホームページや宮崎労働局のホームページにおいて、これから受講可能な職業訓練を掲載していますのでご覧ください。
- 4 訓練科目の概要

訓練コース	期間	開講時期	主な訓練内容
パソコンの基礎を習得できるコース	約3か月	随時	パソコン操作等の技能、知識の習得等
幅広い知識を習得できるコース	約3～4か月	随時	パソコン+販売、パソコン+簿記
専門的な知識を習得できるコース	約4～6か月	随時	医療事務、情報処理技術者養成、Webクリエイター等
宮崎県の地域性に着目したコース	約3か月	随時	観光、フードビジネス等
介護系コース	3か月・6か月	随時	介護職員初任者研修、介護職員実務者研修

詳細については、お近くのハローワークへお尋ねください。

◆お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課 人材育成担当 TEL: 0985-26-7107
宮崎県立産業技術専門学校 TEL: 0983-42-6505

ハッピーライフローンのご案内

県では、中小企業にお勤めの方の生活と福祉の向上を目的として、低利率の融資制度を設けています。県内に1年以上居住し、かつ県内の同一中小企業に1年以上お勤めされている方などの申込条件を満たす方であれば、九州労働金庫を通じてご利用いただけます。

項目	教育資金	生活資金
年利	1.3%	2.9%
限度額	500万円	100万円
返済期間	10年以内(最長4年の元金措置可)	5年以内



※ 融資には九州労働金庫の審査があります。また、別途保証料がかかります。

◆お問合せ先◆
九州労働金庫 宮崎県内各ローンセンター

	平日	日曜	定休
ローンセンター宮崎 (TEL:0985-26-9207)	10:00～17:00	10:00～17:00	水曜・土曜・祝日 ※祝日が日曜と重なった場合は営業
ローンセンター延岡 (TEL:0982-35-6657)		10:00～16:00	
ローンセンター都城 (TEL:0986-23-2257)			

令和2年度前期技能検定試験を実施します

技能検定とは？

技能検定とは、働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。技能検定の合格者には、特級・1級・単一等級については厚生労働省大臣の、2級・3級については県知事の合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。宮崎県内では、平成30年度までに、延べ42,191名の技能士が誕生しています。

1 受検申請受付

令和2年4月6日（月）～4月17日（金）

なお、受検案内は3月下旬頃より県内の各市町村役場で配布をしております。

2 実施職種及び等級

等級	実施職種
1級・2級	【24職種】園芸装飾、造園、機械加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、フラワー装飾
単一等級	【1職種】路面標示施工
3級	【7職種】園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、とび、フラワー装飾

3 実施日 令和2年6月8日（月）～9月13日（日）までの間で別途指定します。

4 合格発表日

令和2年8月28日（金） 3級のみ

令和2年10月2日（金） 1級、2級、単一等級

◆お問合せ先◆

宮崎県職業能力開発協会技能検定課 TEL：0985-58-1570

宮崎県雇用労働政策課人材育成担当 TEL：0985-26-7107

宮崎県労働委員会のご案内

宮崎県労働委員会では、労働者と使用者との間に生じた**職場のトラブル**について、随時、**秘密厳守・無料**で相談を受け付けています。

【受付時間】 平日 8:30～12:00、13:00～17:00

【相談方法】 電話、面談、FAX、インターネット（HP内の専用フォーム）



働くあんしんサポートダイヤル 0985-26-7538

相談無料！

匿名OK！

秘密厳守！

- 労働者・使用者どちらからのご相談も受け付けます。
- 労使双方の主張をお聞きして歩み寄りによる解決をお手伝いする「あっせん」も行っています。

宮崎県労働委員会

検索



◀ 労働委員会
ホームページ

宮崎市橘通東1丁目9番10号（県庁3号館6階）

FAX:0985-20-2715

「仕事と生活の両立応援宣言」のご案内

○仕事と生活の両立応援宣言とは？

企業・事業所のトップの方に、従業員が仕事と生活の両立ができるような、「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言してもらう制度です。

○どのようなメリットがあるの？

宣言書をお渡しします！事業所に掲示したり、会社のホームページに掲載するなどして会社のPR、イメージアップにご活用ください。

○随時、宣言企業を募集しています！

下記問合せ先にお電話いただければ、職員が訪問、または申込書を郵送いたします。また、申込書は県庁ホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。



♥ 新しい登録企業のご紹介 ♥

◇ 1月登録 ◇

- ★株式会社 わらしべ
- ★株式会社 レジャークリエイティブ ホールディングス
- ★株式会社 夢コーポレーション
- ★かわさき屋株式会社
- ★吉田産業株式会社
- ★住友ゴム工業株式会社 宮崎工場
- ★WASHハウス株式会社
- ★社会福祉法人 慶明会 本部
- ★社会福祉法人 慶明会 サンフロラみやぎ 訪問リハビリテーション
- ★株式会社 オファサポート

◇ 2月登録 ◇

- ★有限会社 福島測量設計調査事務所
- ★株式会社 トミシゲ
- ★株式会社 AVC放送開発
- ★株式会社 岩倉酒造
- ★宮崎電子機器株式会社
- ★有限会社 glesso.
- ★株式会社 宮日商事 本社
- ★株式会社 宮日商事 都城営業所
- ★株式会社 宮日商事 日向営業所
- ★株式会社 宮日商事 日南営業所
- ★株式会社 宮日商事 高鍋営業所
- ★株式会社 ビューフィールド
- ★社会福祉法人 清風会 特別養護老人ホーム 若宮荘
- ★宮崎センコーアポロ株式会社

◇ 3月登録 ◇

- ★有限会社 アクレス保険サービス
- ★株式会社 ヨシケイ宮崎
- ★株式会社 山口鉄工建設
- ★社会福祉法人 角田福祉会 角田保育園
- ★有限会社 真心 いこい薬局
- ★医療法人 隆徳会 鶴田クリニック
- ★医療法人 隆徳会 宮崎鶴田記念クリニック
- ★医療法人 隆徳会 介護老人保健施設 菜花園
- ★医療法人 隆徳会 グループホーム菜花園
- ★医療法人 隆徳会 住宅型有料老人ホーム ロータスハイツ
- ★医療法人 隆徳会 住宅型有料老人ホーム アライアンス御舟
- ★医療法人 隆徳会 グループホームあじさい
- ★医療法人 隆徳会 グループホームあさひ
- ★医療法人 隆徳会 あさひデイサービスセンター
- ★医療法人 隆徳会 ひまわり訪問看護ステーション
- ★医療法人 隆徳会 ヘルパーステーションこすもす
- ★医療法人 隆徳会 西都市中央在宅介護支援センター
- ★株式会社 サン・ルーム
- ★有限会社 第一防虫センター

令和2年3月1日現在
登録件数

1227件



◆お問合せ・お申込み先◆
宮崎県雇用労働政策課
労政福祉担当

TEL : 0985-26-7106

FAX : 0985-32-3887

宮崎県 仕事と生活の両立応援宣言

検索

協会けんぽからのお知らせ

令和2年度の協会けんぽ宮崎支部の健康保険料率が9.91%に決定しました

令和2年3月分(4月納付分)以降の協会けんぽ宮崎支部の健康保険料率は、9.91%に変更となり、全支部一律の介護保険料率は、1.79%に変更となりました。

なお、協会けんぽの健康保険料率の全国平均は、10.0%となっております。

詳しいご案内・料額表につきましては、ホームページをご覧くださいませようお願いいたします。

【健康保険料率】
(宮崎支部)

令和2年2月分
(3月納付分)
10.02%



令和2年3月分
(4月納付分)
9.91%

【介護保険料率】
(全支部一律)

令和2年2月分
(3月納付分)
1.73%

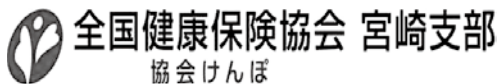


令和2年3月分
(4月納付分)
1.79%

※任意継続健康保険料は4月分(4月納付分)から適用です。

保険証を使用できるのは退職日までです！

従業員本人だけでなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。保険証は扶養家族分も含めて必ず返却してください。



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
Tel: 0985-35-5364(代表)

協会けんぽ宮崎

検索

半世紀で加入企業 **100万社** 以上の実績！

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

国の制度だから

安心

国から掛金の助成を受けられます

社外積立だから

簡単

従業員ごとの納付状況や退職金資産額をお知らせします

掛金は全額非課税だから

有利

節税に加え、手数料もかかりません



加入範囲、
広がっています！

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。

詳しくは ▶ **中退共** **検索**

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称：**中退共**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL03-6907-1234 FAX03-5955-9211
http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

～宮崎労働局からのお知らせ～

女性活躍推進法が改正されました～ 一般事業主行動計画の策定義務の対象や 女性の活躍に関する情報公表が変わります

事業主の皆さまにおかれては、下記の改正の内容をご覧ください、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

労働者が101人以上の事業主の皆さまへ

(令和4年4月1日施行)

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、**常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大**されます。

(※) 労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

(※) 今回新たに義務対象となる、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主については、厚生労働省令で定める項目から任意の1項目以上を情報公表することが求められます。

労働者が301人以上の事業主の皆さまへ

(行動計画に関することは令和2年4月1日施行、情報公表に関することは令和2年6月1日施行)

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

- ① 職業生活に関する機会の提供に関する実績、
 - ② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- の各区分から1項目以上公表する必要があります。

(※) 現行は下記の14項目から任意の1項目以上を公表することとなっています。

(※) 行動計画の数値目標の設定についても厚生労働省令により同様の対応が必要です。

<各区分の情報公表項目> ※ (区) = 雇用管理区分ごとに公表 ※ (派) = 派遣先事業主においては派遣労働者も含めて公表

① 職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立
<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用した労働者に占める女性労働者の割合 (区) ・ 男女別の採用における競争倍率 (区) ・ 労働者に占める女性労働者の割合 (区) (派) ・ 係長級にある者に占める女性労働者の割合 ・ 管理職に占める女性労働者の割合 ・ 役員に占める女性の割合 ・ 男女別の職種又は雇用形態の転換実績 (区) (派: 雇入れの実績) ・ 男女別の再雇用又は中途採用の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女の平均継続勤続年数の差異 ・ 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ・ 男女別の育児休業取得率 (区) ・ 労働者の一月当たりの平均残業時間 ・ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 (区) (派) ・ 有給休暇取得率 ・ 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率 (区)

女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度 (プラチナえるぼし) を創設します

(令和2年6月1日施行)

☆ 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。(URL: <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>)

☆ 女性活躍推進法の詳細は、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)をご覧ください。



問い合わせ・相談先

宮崎労働局雇用環境・均等室 (Tel 0985-38-8821)

【判例紹介】～長時間の時間外労働を前提とした固定残業代の無効性が争われた事件～

「イクヌーザ事件」

(東京高等裁判所判決 平成30年10月4日)

働き方改革が進められている中で、削減された残業代をモチベーション向上や生活支援のため固定残業代として支給する企業もあります。

今回は、固定残業代についての最近の判例として、イクヌーザ事件（控訴審・東京高等裁判所平成30年10月4日判決）をご紹介します。

1 事案の概要

労働者が、基本給に組込まれていた月80時間の時間外労働に対する固定残業代が無効である等と主張し、会社に対し割増賃金等を求めました。

2 結論

月80時間の時間外労働に対する基本給組込型の固定残業代は**無効**と判断されました。

3 理由（固定残業代の定めの有無、効力について）

固定残業代の合意自体が存在したことは認定しました。しかしながら、厚生労働省のいわゆる過労死基準（発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたりおおむね45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できること、発症前1か月におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症の関係性が強いと評価できる）を引用し、「このこのことに鑑みれば、1か月あたり80時間程度の時間外労働が継続することは、脳血管疾患及び虚血性心疾患等の疾病を労働者に発症させる恐れがあるというべきであり、このような長時間の時間外労働を恒常的に労働者に行わせることを予定して基本給のうちの一定額をその対価として定めることは、労働者の健康を損なう危険があり大きな問題があると言わざるを得ない」と判示し、「実際には、長時間の時間外労働を恒常的に労働者に行わせることを予定していたわけではないことを示す特段の事情が認められる場合はさておき、通常は、基本給のうちの一定額を月間80時間分相当の時間外労働に対する割増賃金とすることは、公序良俗に違反するものとして無効とすることが相当である」と判断しました。

この判例では、賃金規程の規定ぶりや実際の時間外勤務の実態からみても少なくとも月間80時間に近い時間外労働時間を恒常的に行わせることを予定していたと裏付けできるとも判断しました。

働き方改革関連法が施行され、平成31年4月1日から、時間外労働の上限規制（大企業）が始まり、令和2年4月1日からは中小企業も適用となります。

これらのことから、固定残業代を規定する場合には、時間外労働の削減に取り組むとともに、この判決や労働関係法令の趣旨などにのっとり、従業員の健康に十分配慮することが求められています。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

■所在地 宮崎/都城/日南/延岡 詳細は、[宮崎県中小企業労働相談](#) [検索](#)

■お問合せ先 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL：0985-26-7106



企業・事業所の皆様

きわみ

をご存知ですか？

働きやすい職場「ひなたの極」認証制度



仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を**知事が認証**する制度です。

認証されると、次のような優遇措置があります。

- 国や県が主催する、**就職面談会等への優先参加**
- ハローワークにおいて**求職者**に認証企業であることを**周知PR**
- 清掃・警備保障業務の競争入札参加資格者名簿登録の審査における**加点**
- 県政番組への出演**などによる企業のイメージ、認知度アップ など

【審査基準】（令和2年4月受付分から適用）

下記の審査項目のうち該当する項目の総得点の割合が85%以上の場合かつ、次の①、②のいずれかを満たす場合に認証します。

- ①フルタイム労働者の年次有給休暇取得率が50%以上
- ②常用労働者の所定外労働時間が、「県平均（全産業5人以上）」と「該当する産業・事業所規模の平均値」のいずれか高い方と比べて低いこと

<審査項目（25項目）>

働き方(休み方)見直しに関する取組と実績(7項目)、
育児・介護休業制度の整備状況と実績(10項目)、その他(8項目)

【認証までの流れ】



【認証企業の声】

- ・人材の採用に繋がった。求人に対する応募者が増えた。
- ・企業が紹介されたことで、社員のモチベーションが上がった。
- ・社員のご家族から「良い会社に勤めている」という良い反応があった。

【認証企業数：20社（令和2年3月25日時点・認証順）】

(株)岡崎組、KIGURUMI. BIZ(株)、(株)グローバル・クリーン、江坂設備工業(株)、
(株)明光社、(株)サニー・シーリング、(医)一誠会都城新生病院、吉玉精鍍(株)、
(株)イーテック、TNAソリューションデザイン(株)、(医)久康会、(株)アイティー、
(株)アーム、(福)愛育福祉会、社会保険労務士法人ALX、(有)サンエク、
えびの電子工業(株)、(株)宮崎信販、かわさき屋(株)、住友ゴム工業(株)宮崎工場

申請は随時受け付けています！

貴社も働きやすい職場「ひなたの極」認証を目指してみませんか？

詳しくは、

◆お問合せ・お申込み先◆

宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当

TEL：0985-26-7106 MAIL：koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

